

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年8月23日（火）13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、高木係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置に係る線量評価について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 実施計画Ⅱ章 2.11 の添付資料-3-1 における記載の変更について
 - ✓ 敷地境界線量評価の記載について、その評価方法を現行の実施計画Ⅲ章 3.2.2 で記載する方法に変更するとともに、地表沈着の評価における沈着期間を燃料取り出し期間に合わせるための補正方法の見直しを実施した。
 - ✓ 上記の評価方法を適用し、補正方法を見直した結果、敷地境界線量は、現行の実施計画の記載値と比較して、その1/10程度となった。
 - 1号機大型カバー換気設備他の設置について
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、以下の指摘等を行った。
 - 大型カバー付帯設備の耐震性について、その評価条件と評価結果を提示するとともに、地震以外の想定される自然現象への対策を整理して説明すること。
 - 大型カバー付帯設備の想定される劣化形態、劣化の要因となる環境条件及びそれらへの対策を説明すること。
 - 大型カバー付帯設備のうち、一部の機器（排風機等）について、信頼性確保のため多重化しているが、何に対する信頼性を意図しているのか説明すること。

6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について

添付資料1 【実施計画Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備】添付資料-3-1 における1, 2号機に関する記載の変更について